

令和5年度 決算 財務書類

注記

(連結会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価としております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

○満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

○満期保有目的以外の有価証券

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・取得原価

②出資金

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、先入先出法による原価法としています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。（ただし、量水器については取替法）

主な耐用年数は以下の通りです。

建物	15年～40年
工作物	8年～75年
物品	2年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっております。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しております。ただし、一部の連結対象団体については、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②①以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価格変動が僅少なもので、3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(8) 消費税等の会計処理

①消費税等の会計処理

税込方式によっております。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

一般会計、国民健康保険特別会計、福祉企業センター特別会計、簡易水道特別会計（斑尾分）、介護保険特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、駐車場事業特別会計、水道事業会計、岳北広域行政組合、北信広域連合、長野県民交通災害共済組合、長野県市町村自治振興組合、長野県後期高齢者医療広域連合、長野県地方税滞納整理機構、飯山市土地開発公社、(株)テレビ飯山

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

※連結対象団体（会計）対象外会計

公共下水道事業特別会計

地方債残高 3,958,535 千円

他会計繰入金 441,959 千円

特定環境保全公共下水道特別会計

地方債残高 937,974 千円

他会計繰入金	140,330 千円
--------	------------

農業集落排水事業特別会計

地方債残高	788,708 千円
-------	------------

他会計繰入金	158,505 千円
--------	------------

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。